

学校法人諏訪学園 山形医療技術専門学校

ハラスメント防止規程(学生)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、山形医療技術専門学校(以下「学校」という。)におけるハラスメント(妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントおよびアカデミックハラスメントなど)を防止するために遵守すべき事項や防止するための措置等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 セクシュアルハラスメント(以下、「セクハラ」という。)は、次のように区分し、定義するものとする。なお、性的な言動とは、性的な内容の発言および性的な行動をいう。

- (1) 本人の意に反する性的な言動に対する教職員の対応によって、学生が進級などの不利益を受けるものであること(対価型セクハラ)。
 - (2) 本人の意に反する性的な言動によって、学生の修学環境が不快で能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、学生の修学上看過できない程度の支障が生じるものであること(環境型セクハラ)。
- 2 パワーハラスメント(以下、「パワハラ」という。)とは、地位や人間関係などの優位性を背景に、学生指導の適正な範疇を超えて人格と尊厳を侵害する言動をいい、いじめや嫌がらせの行為を含むものとする。
- 4 アカデミックハラスメント(以下、「アカハラ」という。)とは、教員がその職務上の地位又は権限その他人間関係等の優位性を不当に利用して学生等に対して行う業務の適正な範囲を超えた研究若しくは教育上又は修学上の不適切な言動をいう。
- 5 前各項のいずれも、職権を背景にしないハラスメント行為も含むものとし、これらに準ずるものであって職場環境および教育環境を悪化させたり個人の人格や尊厳を侵害したりするような一切の行為を、この規程におけるハラスメントとする。

第2章 禁止行為

(セクハラ行為の禁止)

第3条 次に掲げるようなセクハラ行為を行ってはならない。

- (1) 性的な冗談や性的な噂をすること。
- (2) 学生の服装、身体または外見に関して性的な批評をすること。
- (3) 相手が固辞しているのに、学生をしつこくデート等に誘うこと。
- (4) 性的な写真や漫画などを見せること。
- (5) スード・ポスター等を掲示すること。
- (6) 学生を何回もじっと見つめること。
- (7) 学生を学内外でつけ回すこと。
- (8) 学生に対して性的な関係を要求すること。
- (9) 学生の衣服または身体をむやみに触ること。
- (10) 頼まれてもいないのに首や肩のマッサージ等をする事。
- (11) その他前各号に準ずる行為をすること。

(パワハラ行為の禁止)

第4条 次に掲げるようなパワハラ行為を行ってはならない。

- (1)机を叩いたり、書類を投げつけたりするなどして相手を脅すこと。
- (2)他の学生がいる前で、一方的に恫喝すること。
- (3)学生からの相談などを恣意的に拒絶したり、無視したりすること。
- (4)人格や尊厳を否定するような発言を繰り返すこと。
- (5)学校の方針とは無関係に、自分のやり方や考え方を学生に強要すること。
- (6)自分の責任を棚上げにして、学生に責任をなすりつけること。
- (7)不当な異動や退学を強要したりちらつかせたりすること。
- (8)修学上必要な情報や助言などを与えないこと。
- (9)その他前各号に準ずる行為をすること。

(アカハラ行為の禁止)

第5条 教職員は、次に掲げるようなアカハラ行為を行ってはならない。

- (1)学生に対する研究を妨害すること。
- (2)学生に対して修学を妨害すること。
- (3)単位認定に関して、不公平・不公正な対応をとること。
- (4)必要もなく、深夜の指導や他人の目が行き届かない状況で個人指導を行うこと。
- (5)その他前各号に準ずる行為をすること。

第3章 相談・苦情の取扱い

(相談窓口の設置)

第6条 学校は、ハラスメントに関する相談・苦情に対応するため教育部教務課に相談窓口を設ける。

2 相談窓口は次の業務を担当するものとする。

- (1)ハラスメントに関する相談・苦情を受け付けること。
- (2)相談・苦情があった事案について、事実関係を確認すること。
- (3)相談・苦情があった事案について、事実に基づいた適切な措置を講ずること。
- (4)その他、ハラスメント防止に関連する事項の処理を行うこと。

(相談・苦情の申出)

第7条 ハラスメントを受けた学生またはハラスメントを目撃した学生は、相談窓口に対してハラスメントに関する相談・苦情の申出を行うことができる。

2 ハラスメントに関する相談・苦情の申出は、現実には発生した場合だけでなく、発生のおそれがある場合にも行うことができる。

(申出の方法)

第8条 前条に定める相談・苦情の申出は、書面または口頭で行うものとする。

(プライバシーの保護)

第9条 相談窓口の担当者は、申出をした学生および関係当事者のプライバシーの保護に十分留意しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 学校は、学生がハラスメントに関する相談・苦情を申し出たことを理由として、当該教職員および学生に不利益な取扱いをしてはならない。

第4章 ハラスメントへの対応

(事実認定)

第 11 条 ハラスメントの最終的な事実認定は、相談窓口からの報告をもとに、運営委員会で行う。

(懲戒処分)

第 12 条 学校は、ハラスメント行為が認められた教職員に対し、就業規則に基づいて懲戒処分を行う。

(指導・啓発)

第 13 条 学校および校長は、教職員によるハラスメント行為が起きないように、教職員の指導・啓発に努めなければならない。ただし、業務遂行に関する正当な権限の行使および正当な教育権の行使は、ハラスメントには該当しない。

(再発の防止)

第 14 条 学校は、ハラスメントが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組む。

附 則

(施行日)

本規程は平成 29 年 10 月 1 日より施行する。